

公立大学法人前橋工科大学で使用する電気に関する仕様書

1 概要

- (1) 件名 公立大学法人前橋工科大学で使用する電気
(2) 需要場所 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1
(3) 業種及び用途 大学（学校）
(4) 契約期間 令和8年4月 1日 0時（午前 0時）から
令和9年3月31日24時（午後12時）まで

2 電力に関する仕様

（1）共有電気方法等

- 1 共有電気方式 交流3相3線式
2 共有電圧（標準電圧） 6,000ボルト
3 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
4 標準周波数 50ヘルツ
5 供給方式 1回線受電
6 自家用発電設備 非常用自家発電設備 100キロボルトアンペア 1台
7 蓄熱槽 無

（2）契約予定電力及び予想使用電力等

- 1 契約予定電力 950キロワット（現在の契約：950キロワット）
2 契約種別 業務用電力
3 予想使用電力量 別紙のとおり
4 使用電力実績 別紙のとおり
5 現在の供給事業者 株式会社中之条パワー

（3）電力量等の検針

- 1 自動検針装置 有
2 電力会社検針方法 遠隔自動検針
3 計量器の構成 電力需給用複合器（通信機能付精密級）

（4）保安上の責任分界点等

- 1 需給地点 本学の施設した第1号柱上の東京電力パワーグリッド
株式会社の架空引込線と本学の開閉器電源側接続点
2 電気工作物の財産分界点 上記需給地点と同じ。
3 保安上の責任分界点 上記需給地点と同じ。

3 その他仕様

(1) 検針

毎月定められた日（協議の上、検針基準日を設ける。なお、公告日時点の検針日は毎月1日）に検針を行い、実績に基づき請求を行うこと。

(2) 支払

請求に基づき、請求月の翌月末までに口座振替により支払う。

(3) データ提供

毎月の電気使用量、最大需要電力及び請求金額について、請求時に csv 形式で本学にデータを提供すること（専用 web サイトからのダウンロード、メールによる送付等の手段は問わない。）。

(4) 契約超過

大学の責めに帰する理由により、大学が契約電力を超えて電気を使用した場合、大学は、契約超過電力（最大需要電力から契約電力を差し引いた値）に基本料金単価を乗じてえた金額を力率100パーセントにより割引したもののが1.5倍に相当する金額を上限として、超過金を支払う。

契約超過後の契約電力の変更については、双方協議の上行うものとし、基本料金単価及び従量料金単価は、契約時の金額を継続するものとする。

4 その他注意事項

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中は100パーセントを保持する。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は、特に有していない。

(3) 力率の変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社）が定める電気最終保証供給約款による。なお、入札価格の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこと。

(4) 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (5) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することができる。ただし、当該地域を管轄する一般配送電事業者が定める電気供給条件の変更の場合には、(3)の標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないものとする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合は、一般配送電事業者と調整するものとする。
- (7) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本学が指定する連絡先に指示・報告ができるようにしておくものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。